

社会福祉法人多摩福祉会

# 評議員及び役員等報酬等及び 費用弁償に関する規程

2017年4月1日施行

2017年6月17日改定

2018年4月1日改定

2018年9月15日改定

2019年10月1日改定

2020年7月1日改定

2023年4月1日改定

## 評議員及び役員等報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条、第22条第5項の規定により、評議員及び役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは4週間を平均して週4日以上を所定勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 役員等とは、役員並びに顧問、委員会委員をいう。
- (6) 顧問とは、定款第22条による者をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬及びその他の職務遂行のために支払われる対価をいう。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 常勤役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。
  - (1) 報酬は、評議員会で定める上限額の範囲内で、別表2に定める額を支給する。
  - (2) 通勤手当の額は、通勤手当支給規程に準じる。
- 3 非常勤役員の報酬は、評議員会で定める上限額の範囲内で、別表3に定める額を支給する。
- 4 顧問並びに委員会委員の報酬は、別表4に定める額を支給する。
- 5 報酬を日額で支給する評議員及び役員等が、半日（3時間）未満法人の業務に従事した場合、報酬額は半額とする。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(計算期間並びに支給日)

第5条 報酬等の計算期間は当月1日から当月末日までを報酬の計算期間とし、翌月20日に支給する。ただし、当日が休日のときは、順次前日に繰り上げるものとする。

(費用の弁償)

第6条 法人は、第2条第1号、第2号、第5号、第6号による評議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、職員旅費・交通費等支給規程に準じて算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(職員兼務役員等)

第7条 法人の職員と兼務する役員等の報酬等は、別表5に定める額を支給する。

(職務証跡)

第8条 評議員及び役員等は、職務証跡資料として、別に定める職務証跡の作成に協力するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

#### 1. 報酬の算定方法

評議員及び役員等は、法人理念の実現という共通の目的を成すため、各々の職責を果たすのみならず、互いを尊重する協働関係にある。よって、評議員及び役員等の報酬額は同額とした。

報酬額の算定にあたっては、勤務40年目の正職員の時間あたりの賃金額（賃金規程で定める42等級の基本賃金、諸手当及び一時金から算出）を基準とし、正職員との労働密度の差を考慮し、理事長8割、常務理事6割、他5割の水準とした。

月額報酬対象者については、日額の報酬に対して、常勤役員週4日勤務、非常勤役員週2日又は3日勤務を想定し報酬額を算定した。

## 2. 改廢

施行 2017 年 4 月 1 日  
改訂 2017 年 6 月 17 日  
改訂 2017 年 6 月 17 日  
改訂 2018 年 4 月 1 日  
改訂 2018 年 9 月 15 日  
改訂 2019 年 10 月 1 日  
改訂 2023 年 4 月 1 日

別表1 評議員の報酬

名称	報酬額	年間上限額（全員）
評議員	日額 12,000 円	650,000 円

別表2 常勤役員の報酬

名称	報酬額	年間上限額 （一人あたり）
理事長	月額 346,000 円	4,817,000 円
常務理事	月額 259,000 円	3,777,000 円
理事	月額 216,000 円	3,258,000 円

別表3 非常勤役員の報酬

名称	報酬額	年間上限額 （一人あたり）
理事長（週3日勤務）	月額 259,000 円	3,612,000 円
理事長（週2日勤務）	月額 173,000 円	2,408,000 円
常務理事（週3日勤務）	月額 194,000 円	2,833,000 円
常務理事（週2日勤務）	月額 129,000 円	1,888,000 円
理事	日額 12,000 円	1,629,000 円
監事	日額 12,000 円	1,629,000 円

別表4 顧問並びに委員会委員の報酬

名称	報酬額	年間上限額 （一人あたり）
顧問	日額 12,000 円	448,000 円
評議員選任・解任委員	日額 12,000 円	162,000 円
苦情対応第三者委員	日額 12,000 円	448,000 円

別表5 職員兼務役員等の報酬

名称	報酬額	年額上限額 （一人あたり）
常務理事	月額 6,000 円	72,000 円
理事	月額 5,000 円	60,000 円